

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休息日
に当りそ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）

告 示

鳥取県告示第七十九号

河原町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業小河内地
区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供
する。

平成四年二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。